

新たな 消火器の悪徳商法 - 西日本防災システム

2013 10 05

現在は販売や設置ができない「旧規格消火器」をめぐって、主に高齢者を狙って販売やリース契約を行う悪質な取引の被害が、全国で昨年から相次いでいるようです。その手口をお知らせいたします。「消火器の表示を確認し、購入せず消防署や消費者行政センターに連絡してほしい」と注意を呼び掛けている。

老朽化した消火器による**破裂、傷害・死亡事故**が発生したことを受け、2011年からそれまでの文字のみの表示から、**普通火災用油火災用電気火災用**の表示を**絵**でも行うことなどが義務づけられました。

消火器の規格や点検基準の改正詳細 

この改正後、昨年9月からことし8月にかけて、**防災業者**などを装って、一戸建て住宅やアパート、小規模マンションの高齢者のかたを狙って、「お宅の消火器は古いので交換します」「点検料込みでリース契約します」などと言って販売やリース契約を結ばせる被害が多発しているようです。中には東京の60代の男性が、10年間のリース契約で約18万7千円をだまし取られたケースもあったようです。いずれも 既に使用できない**旧基準**の消火器でした。

購入される場合は、「信頼できるお店で、販売員のかたにお話を聞きながら購入するか」、「消火器の絵表示をしっかりと確認するとともに、購入や契約をした場合も、状況によってはクーリングオフができる場合があるので、消費者行政センターや消防署に相談してほしい」としています。

御気をつけ下さい!!!



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 